



市 章

大津市公報

令 和 6 年 3 月 31 日
号 外 (第 24 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則

- 9 大津市市税規則の一部を改正する規則..... 1
- 10 大津市手数料条例施行規則の一部を改正する規則..... 7
- 11 大津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則..... 7
- 12 大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則..... 8
- 13 大津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則..... 8
- 14 大津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....11

○ 告 示

- 70 平成28年告示第68号(河川の水質に係る環境上の基準について)の一部改正.....13
- 71 平成29年告示第64号(建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることについて)の一部改正.....13

規 則

大津市市税規則の一部を改正する規則を公布する。
令和6年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第9号

大津市市税規則の一部を改正する規則

大津市市税規則(昭和35年規則第30号)の一部を次のように改正する。

様式第51号の2の4中

税額の内訳	
市民税	県民税

を

税額の内訳	市民税
-------	-----

県民税 に、

年税額

を

年税額
森林環境税額

--

に改める。

様式第63号中「市民税・県民税」を「市民税・県民税・森林環境税」に、「市民税及び県民税」を「市民税、県民税及び森林環境税」に、「(配当割額・株式等譲渡所得割額が充当される場合は、充当後の納付額を表示しています。)」及び「 年4月・ 年6月の仮特別徴収の特別徴収税額に変更があり過納金が生じる場合は、差引額に応じて還付又は未納となっている税額へ充当します。詳細につきましては別途通知します。」を削り、

県民税額(円)

県民税額(円)	森林環境税額(円)
---------	-----------

税額		
----	--	--

減税控除済額		
控除外額		

6 配当割額・株式等譲渡所得割額

	変更前 (円)	変更後 (円)	差引増減 (円)
「控除超過額」※控除不足額から還付する額			
「既充当額又は委託納付額」※控除不足額から充当又は委託納付した額			

に改める。

様式第70号(表)中 「個人市民税 個人県民税」 を 「個人市民税・個人県民税 森林環境税」 に改める。

様式第72号を次のように改める。

様式第72号 (第46条関係)

個人市民税・県民税減免申請書 兼 森林環境税免除申請書

年 月 日提出

(宛先)

大津市長

宛名番号
氏 名
住 所
生年月日
電話番号

以下のとおり 年度個人市民税・県民税の減免及び森林環境税の免除を申請します。

1 納税が著しく困難な理由

--

2 減免及び免除申請事由 (該当事由の左欄に○を記入し、右欄に事由の詳細を記入してください。)

① 生活保護を受けている。	生活保護受給開始日 年 月 日
② 引き続き3か月以上失業している。	離職又は廃業した日 年 月 日
③ 所得が2分の1以下に減少した。	当該年中の所得の見積額 円 ※主たる収入が給与である場合は、給与収入見込額 円
④ 災害又は盗難に遭った。	事由発生日 年 月 日 損害の概要 ()
⑤ 前年所得の10分の3以上の医療費を支出した。	当該年中に支出した医療費の額 円 ※健康保険、生命保険等による補填金額を除いた金額
⑥ 納税義務者が死亡した。	納税義務者の氏名 納税義務者の生年月日 年 月 日 納税義務者の住所
⑦ その他	

3 徴収区分等 (給与特別徴収又は年金特別徴収の場合は、次回支払日を記入してください。)

普通徴収 給与特別徴収 (次回給与支払日 月 日) 年金特別徴収 (次回年金支払日 月 日)
(注意事項等)

- 申請事由を明らかにする書類を添付して提出してください。
- 減免及び免除の対象となる税額は、原則、この申請書の提出があった日以後に納期限が到来する税額です。
- 審査により可否を決定しますので、この申請書の提出により減免・免除が直ちに確定するものではありません。

様式第106号の2を次のように改める。

様式第106号の2 (第72条関係)

入湯税納入申告書

(宛先)

大津市長

年 月 日

申告者 (特別徴収義務者)

住所 (所在地)

氏名 (名称)

代表者氏名

電話番号

指定番号

個人番号又は法人番号

大津市市税条例第154条第3項の規定により、次のとおり納入の申告をします。

申告対象年月		年 月	
鉱泉浴場	所在地		
	名 称		
事務担当者氏名			
担当者連絡先			
		宿泊客	日帰り客
入 湯 客 総 数		①	人 人
課 税 免 除	年齢12歳未満	ア	人 人
	鉱泉浴場の入湯料金が、1,000円以下のものに入湯する者	イ	人 人
	学校教育の行事に参加する場合において入湯する者	ウ	人 人
	課税免除合計 (ア+イ+ウ)	②	人 人
課税対象となる入湯客数 (①-②)		③	人 人
税 率		④	150円 50円
入湯税額小計 (③×④)		⑤	円 円
入湯税額合計 (⑤の合計)		⑥	円
備 考			

様式第107号を次のように改める。

様式第107号 (第74条関係)

第 号	年 月 分	申 告 書 提出期限	年 月 日	申 告 書 提出月日	年 月 日
入湯税の更正 (決定) 通知書					
年 月 日					
特別徴収義務者					
住 所 (所在地)					
氏 名 (名 称) 様					
大津市長 印					
<p>地方税法第 条の規定により、下記のとおり更正 (決定) しましたから通知します。なお、不足額を別紙納入書により納期限までに納入してください。</p>					
		課 税 標 準	税 率	税 額	
更正 (決定) による課税標準等	a	1 泊	人	円	円
		日帰	人	円	
既に納入の確定した入湯税額	b	1 泊			円
		日帰			
この通知書により納入すべき入湯税額		a-b			円
更正 (決定) による加算金額		基礎となる入湯税額	課 率	加 算 金 額	
過少申告 不申告 重 加算金額	c	円		円	
法第701条の12第33項の規定 による減額分	d	円		円	
差引納入額		c-d			円
納期限		年 月 日			
(更正 (決定) 理由)					
<p>審査請求及び取消訴訟</p> <p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として (大津市長が被告の代表者となります。) 提起することができます (なお、判決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>					

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、様式第51号の2の4、様式第63号、様式第65号、様式第70号及び様式第72号の改正規定は、同年5月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の大津市市税規則様式第72号の規定により調製した申請書は、この規則の施行後においてもこれを取り繕って使用することができる。

大津市手数料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第10号

大津市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

大津市手数料条例施行規則(平成13年規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第28項第1号」を「別表第27項第1号」に改める。

第3条中「別表第29項ただし書」を「別表第28項ただし書」に改める。

第4条中「別表第54項」を「別表第53項」に改める。

第5条第1項中「別表第61項第6号ア(ア)」を「別表第60項第6号ア(ア)」に改め、同項第1号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項第2号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同条第2項中「別表第61項第6号イ(イ)a」を「別表第60項第6号イ(イ)a」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

大津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第11号

大津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

大津市建築基準法等施行細則(昭和47年規則第7号)の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「第55条第3項第1号」を「第55条第3項若しくは第4項第1号」に、「又は」を「、法第58条第2項又は」に改める。

第13条の3を第13条の4とし、第13条の2第1項中「前条第2項各号」を「第13条第2項各号」に改め、「意見書、」の次に「令第137条の12第6項若しくは第7項又は」を加え、「第1条の3第1項の表2の(六十三)項」を「第1条の3第1項の表2の(六十一)項」に改め、同条を第13条の3とし、第13条の次に次の1条を加える。

(応急仮設建築物の許可の期間の延長の申請等)

第13条の2 法第85条第5項又は法第87条の3第5項の規定に基づく許可の期間の延長をしようとする者は、規則別記第44号様式による申請書の正本及び副本に、前条第1項に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、既に市長に提出されている当該図書の内容に変更がないときは、当該申請書にその旨を記載することにより、その添付を省略することができる。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項前段の図書のほかに必要な図書の提出を求めることができる。

- 3 市長は、第1項の申請を許可したときは、規則別記第45号様式による通知書に、申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

- 4 市長は、第1項の申請を許可しないときは、規則別記第46号様式による通知書に、申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

第15条第9号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同条中第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

- (16) 建築基準法第60条第2項の歩廊の柱その他これに類するものを指定する件(令和4年国土交通省告示第

741号) 第2号の規定による基準の指定

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第13条の2第1項の改正規定（「意見書、」の次に「令第137条の12第6項若しくは第7項又は」を加える部分に限る。）は、令和6年4月1日から施行する。

大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第12号

大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年規則第127号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に、「により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

大津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第13号

大津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年規則第70号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則

第1条中「は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

様式第1号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

様式第2号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

様式第3号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第3項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第3項」に、「大津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「大津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

様式第4号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

様式第5号（第1面）及び様式第6号中「大津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「大津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

様式第7号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

様式第8号から様式第11号までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

様式第12号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

様式第13号を次のように改める。

様式第13号 (第15条関係)

(第1面)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了した旨の報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称

エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了したので、大津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第15条の規定により報告します。

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号 第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日 年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 建築確認年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 5 確認検査済証交付年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 6 計画に従ってエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が行われたことを確認した建築士
(級) 建築士 () 登録第 号
住所
氏名
(級) 建築士事務所 () 知事登録第 号
名称
所在地

7 工事中の軽微な変更の内容

※受 付 欄		※処 理 欄	
年 月 日			
第 号			
係員印			

- 注1 ※欄は、記入しないでください。
- 2 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

(第2面)
工事の完了を確認した状況

項 目	確認事項	照合を行った 設 計 図 書	確認方法	確認結果 (不適の場合は、 建築主に対して行 った報告の内容)
外 皮				
空 気 調 和 設 備				
機 械 換 気 設 備				
照 明 設 備				
給 湯 設 備				
昇 降 機				
そ の 他 ()				
備 考				

- 注1 再生可能エネルギー利用設備等は、その他欄に記載してください。
2 第2面に記載すべき事項を含む報告書を別に添付すれば、第2面に記載する必要はありません。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第14号及び様式第15号中「大津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「大津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

様式第16号及び様式第17号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第14号

大津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成25年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

様式第4号（第2面）を次のように改める。

(第2面)
工事の完了を確認した状況

項 目	確認事項	照合を行った 設 計 図 書	確認方法	確認結果 (不適の場合は、 建築主に対して行 った報告の内容)
外 皮				
空 気 調 和 設 備				
機 械 換 気 設 備				
照 明 設 備				
給 湯 設 備				
昇 降 機				
そ の 他 ()				
備 考				

- 注1 再生可能エネルギー利用設備等は、その他欄に記載してください。
2 第2面に記載すべき事項を含む報告書を別に添付すれば、第2面に記載する必要はありません。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

告 示

大津市告示第70号

平成28年告示第68号（河川の水質に係る環境上の基準について）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から適用する。

令和6年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

第1号の表備考に次のように加える。

- 5 AA類型のうち、水道1級（ろ過等による簡易な浄水操作を行うものをいう。）を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。

大津市告示第71号

平成29年告示第64号（建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることについて）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から適用する。

令和6年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（）」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。